

令和3年10月 岩手県教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時
開会 令和3年10月25日(月)午後1時30分
閉会 令和3年10月25日(月)午後2時50分
- 2 開催場所
県庁10階 教育委員室
- 3 教育長及び出席委員
佐藤 博 教育長
新妻 二男 委員
島山 将樹 委員
宇部 容子 委員
小野寺 明美 委員
泉 悟 委員
- 4 説明等のため出席した職員
佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長
渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、中川学校教育企画監、三浦義務教育課長、須川高校教育課長、森田高校改革課長、泉澤生徒指導課長、八重樫参事兼教職員課総括課長、金野小中学校人事課長、木村県立学校人事課長
教育企画室：菊池主任主査、新田主事(記録)
- 5 会議の概要
 - 第1 議席の決定
本定例会以降の議席を決定
 - 第2 会期決定の件
本日一日と決定
 - 第3 事務報告1 令和4年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の概要について(学校教育室)
別添事務報告により説明

宇部委員：平成30年度から、事務説明会申込者数あるいは受検者数が年々減少し、特に令和2年度入試での落ち込みが顕著でありますけれども、原因等として何か考えられることがあれば教えてください。

三浦義務教育課長：受検者数等の減少については、大きくは県内全体の小学校卒業者数及び、特に一関市あるいは奥州市等の小学校卒業者数の減少が一つの要因ではないかと考えております。令和元年度に実施した令和2年度入試の際に、数が急に落ち込んでおりますけれども、これについては、事務局の方でも様々検討しましたが、明確な理由の分析等には至っておりません。ただ、この年度から募集定員を10名減らして70名にしたことで、県立中学校の入試を避けたというような見方もできるのではないかと考えてはございますが、詳細については不明となっております。

事務報告2については、議案第16号の決定に関わるものであり、その決定後に報告することとされた。
 - 第7 議案第16号 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(学校教育室)
別添議案により説明

原案どおり決定

第4 事務報告2 令和4年度岩手県立高等学校入学選抜の実施について(学校教育室) 別添事務報告により説明

新妻委員：令和4年3月の卒業見込者数は昨年度より増加していますが、全体的に見ますと、募集定員の方は減少しています。これは、備考欄にもあるように、盛岡市立高校を除いたこと等が反映されたためだと思いますが、参考資料として、盛岡市立高校の入学定員や私立高校の入学定員の増減など現在の水準が分かると、県立高校における対応の全体像が見えやすいのではないかと思います。口頭でも結構ですので、今後検討していただければと思います。

須川高校教育課長：御説明が足りず申し訳ございません。卒業見込者数につきましては、今年度は少し増加しますが、その翌年度以降はどんどん減っていく状況にあることから、来年度1年を見たわけではなく、今後ある程度の期間を見たときに、今年度、1学級減となるということでありまして。市立高校につきましては、1学年7クラスで進めているところですし、今現在の情報では、来年度もこの形からの変更はないものとして伺っております。委員から御指摘いただきましたように、今後は、口頭なり資料で、そういうことがわかるように説明させていただきます。

第5 事務報告3 いわたの高校魅力化グランドデザイン for 2031について(学校教育室) 別添事務報告により説明

泉委員：いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 の理念について、「魅力化パートナー」と記載されていますが、注釈では「魅力化協働パートナー」となっており、「協働」が抜け落ちているように見受けられましたので、公表時には、そこを補った方が良いのではないかと思います。

小野寺委員：当事者である高校では、もちろん様々計画を考え発信すると思うのですが、高校に進学する生徒のために、中学校の方により強く発信といいますか、何かお伝えしたほうが良いのではないかと思いますので、その点についても、発信方法等の検討をしていただけたらと思います。

須川高校教育課長：委員の御指摘のとおりでございまして、スクール・ポリシーというのは、対象としては、もちろん一般県民の方々もそうなのですが、中学生あるいは保護者の方々が見てわかりやすい表現であることを意識するよう、各校長にお願いしております。また、それを持って、各中学校や高校の説明会等いろいろな場面に外向いて、学校の良さをご理解いただくような形で進めて参りたいと考えております。

新妻委員：まず1点目ですが、魅力化協働パートナーのところにもありましたけれども、学校運営協議会等も活用するという含めて検討されているということですが、それぞれがバラバラに動く、学校によっては、大変な負担を感じざるを得ない状況になってしまうことが懸念されます。特に、学校運営協議会は、全ての学校が対応していくことになっていきますので、そういったものの活用が前提になっているということについて、学校の方にしっかり説明しておくことがサポートになるのではないかと思います。2点目は、以前から協議会等の場でも意見として述べさせていただいておりますが、盛岡のような、比較的多様な学校がある地域であれば良いのですが、普通高校が1校しかないというような地域もありますので、そういう学校がその高校の特色を一本化して打ち出すことで、生徒側がミスマッチだと感じてしまい、入学人数が減少するなどというような、学校側が不利益を被ることが無いようにしていかなければならないと思います。そのためにも、今後進学を考えている子ども達や保護者の方々、地域の方々へ、しっかりと情報発信をしていくことが重要だと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

須川高校教育課長：2点御意見をいただきましたけれども、まず1つ目の学校運営協議会に関してありますが、各高等学校においても、学校運営協議会やコンソーシアム、学校評議員会等の様々な組織があり、状況がそれぞれ異なっております。そこで、校長先生方には、最終的には、学校運営協議会の機能を有したコンソーシアムの形であるということをお伝えしました。ですから今、既に学校運営協議会がある学校は、それ以外の協働パートナーを探していただければと思いますし、まだあまり組織がないところは、まずは学校を応援してくださる方々をたくさん選んでいただいて、学校運営協議会は法的に人数も決まっておりますので、その中から学校評議員を決めていただければということについても、御説明させていただいているところでございます。最終ゴールとしましては、学校運営協議会の機能を含んだコンソーシアムで、すべての学校がコンソーシアムを持つということになります。また、もう1点についてでございますが、いわゆる小規模校と言われるところ

でございますけれども、小規模校において、魅力や特色を出すことはもちろん大事なことでありますが、それだけしかやっていないということではございませんので、その点についても、しっかりと説明していきたいと考えてございますし、市町村とも連携しながら柔軟に対応し進めて参ります。

畠山委員：1点目は、小野寺委員がおっしゃった内容と同じ点ですが、保護者の立場からしますと、これからの子ども達の進路選択に資するものであるということ、非常に興味がありますし、ぜひうまく発信していただきたいという意見です。もう1点は、新妻委員のお話とも少し似たような点かと思いますが、今までにいろんな計画があった中でまた新たなものを作っていくこと、そして特に、魅力化協働パートナーとの取組を広げていかなければならないとすると、やはり作る方はかなり大変だろうと思いますし、いろんな地域で学校を応援していきたいと思いつつも、各団体も様々労力を費やしていくことをお願いすることになると思うので、なかなか大変な面もあるのだろうという思いがあります。ですので、過度な負担にならないよう配慮をしていただきたいのと同時に、これからいろいろな意見が出てくると思うのですが、今回作ったものの見直しを今後どのような形で行っていくのか、どのように各学校や地域の方々の意見をこのグランドデザインに吸収していくのかというような、グランドデザインの方向性等における今後の見直しの予定があるのかという点を教えていただきたいのが2点目です。また、関連して3点目ですが、今日、県立学校長会議でお話したということでしたけども、各学校の校長先生方からどんな意見が出たのかについても、可能であれば教えていただきたいと思います。

須川高校教育課長：まず1点目でございます。大人からの発信ですと、やはり大人目線での発信になってしまうことから、その学校の生徒たちに、学校の特色について取り上げたものをポスターなど一枚もので作っていただいておりますし、今日もある校長先生から伺ったのですが、学校の魅力を動画で作ったりしていただくなどしております。中学生目線あるいは保護者目線から学校の魅力を提示できる方法を今後も考えていきたいと思っております。2点目についてですが、新しいものを作るというイメージがどうしても出てしまうのですが、実はそうではなくて、これまでも学校経営計画等様々なものがございまして、ゼロからスタートではなくて、今までの実績を踏まえた上で、今後10年間のところで、新たな取組等々を考えながら作っていきましょうというのがこのスクール・ポリシーの考え方です。そして、その根幹として作ったものがグランドデザインとなります。これは、一度決めたからもう動かさないということではなく、常にAARサイクルを回しながら、より良いものを作るため、関係各位とのやりとりを重ねながら進めていこうと考えております。最後に、校長先生方の御意見についてですが、実際にスタートしている学校も一定数ございまして、本県では、各学校の主体性を重んじておりますので、グランドデザインはお示ししておりますが、それを元に各学校の特色を出していただきたいということ、また、グランドデザインについても御要望等を随時御連絡いただきたいということをお伝えしております。

第6 事務報告 4 令和4年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について(学校教育室) 別添事務報告により説明

畠山委員：盛岡峰南高等支援学校以外を希望する生徒は、全員入学出来るという解釈でよろしいでしょうか。また、参考までに、現時点での希望者の人数は分かるものなのでしょうか。

中川学校教育企画監：盛岡峰南高等支援学校以外の希望者については、全員が入学可能です。また、入学希望者についてですけれども、昨年度の入学選考の実績であれば、お伝えすることが出来ます。昨年度は、47名が志願をして、そのうち36名が合格、11名の不合格、1名の辞退となっております。

畠山委員：盛岡峰南高等支援学校を不合格になった生徒の進路状況を教えてください。

中川学校教育企画監：他の知的障がいを対象とした特別支援学校を受検して入学する生徒がほとんどでございますので、御指摘のとおり、不合格の場合は、他の高等部の方を受検しているというところでございます。また、若干名でございますけれども、一般の公立高校であったり、私立の高校の方に入学する生徒もいるという状況でございます。

畠山委員：そういった人数も勘案しての人数調整ということでしょうか。

中川学校教育企画監：おっしゃる通りでございます。

第8 議案第17号 岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命に関し議決を求めることについて(学校教育室)
別添議案により説明

小野寺委員：委員の人選については、異論ございません。例えば、いじめ問題が起こったときに、第三者調査委員会を立ち上げる際の人選にも、この委員の方々は関わるのでしょうか。

泉澤生徒指導課長：この下にさらに組織を作り、外部委員等を加えまして対応させていただいておりますので、この方々がそのまま第三者調査委員会の委員になるということではございません。

小野寺委員：今、第三者調査委員会の人選について、いろいろな意見が交わされているというのを新聞等で拝見しております。当事者の親御さんが、自身が推薦するような方をぜひ入れたいというお気持ちとのバランスを取る難しさがあると感じておりますけれども、人選の話が出た場合は、偏ったものではなくて、しっかりと検討して、丁寧に対応していただければと思っております。

泉澤生徒指導課長：人選については、厳密に規定等があるわけではございませんけれども、被害者家族や御遺族等の御意見も参考にしながら人選を進め、丁寧に対応して参りたいと考えております。

新妻委員：今回は、いじめ問題対策委員会の委員ということで御提案いただいているところですが、この対策委員会とは別に、再調査委員会を県の方で設けており、加えて重大事態となった場合には、第三者調査委員会を設けるということになっていると思いますけれども、このいじめ問題対策委員会と再調査委員会、第三者調査委員会との関係性について教えていただきたいと思っております。

泉澤生徒指導課長：重大事態が発生した場合には、まずは学校が主体となって、被害者家族の御意見等を伺いながら、第三者を加えた形で調査が進みます。もしも、その調査結果に御納得いただけなかった場合、教育委員会が主体となり、いじめ問題対策委員会の下部組織として、外部の委員も含めた形で調査委員会を立ち上げます。ここで報告書をまとめた上で、知事へ報告を行います。それが終了した段階で、県が設置している知事所管の第三者調査委員会がさらに存在するので、追加で調査が必要になった場合は、こちらの第三者調査委員会がさらに動くというようになっております。そのため、御質問にありました県が設けている第三者調査委員会は、知事部局の方で所管しているものでございます。

畠山委員：問題が発生した際にすぐに調査に立ち上がれるようあらかじめ設置しておくというのが、この法の主旨であったと思いますので、基本的に、教育委員会が調査を行うこととなった場合は、このいじめ問題対策委員会で行うという理解でよろしいでしょうか。

泉澤生徒指導課長：基本的にはこちらをベースにした形となります。問題が発生してから人選等を進めるのでは対処が遅くなってしまうので、いじめ問題対策委員をベースに教育委員会として調査委員会を立ち上げていくということでございます。

新妻委員：学校が立ち上げる調査委員会というものはもちろん必要だと思うのですが、なかなかそこで折り合いがつかない場合に、県として調査委員会を立ち上げるということで、その場合どうしても教育委員会が所管して設置しているというイメージが定着しつつあるのだと思います。

泉澤生徒指導課長：私の説明が足りなかった部分があり申し訳ございません。被害生徒あるいは保護者から訴えがあった場合、学校が主体となって調査を進めるか、すぐに教育委員会が動く形で調査を進めるかについては、学校の設置者が判断して良いことになっておりますので、場合によっては、学校側では調査をせずに、最初から教育委員会が調査に入る場合もあります。一般的には、先ほど申しあげましたとおり、学校の方で調査をした後、教育委員会が調査に入ることとなっております。

原案どおり決定

第9 議案第18号 令和4年度岩手県教育委員会定期人事異動方針に関し議決を求めることについて(教職員課)
別添議案により説明

宇部委員：方針については、異論ございません。加えて、県央部に生活本拠地とする県職員が多い中、復興教育の推進のために、全県的に教育の質を均一に向上させるよう御配慮いただいていることに感謝いたしております。その上で、意見として2件述べさせていただきたいのですが、まず1件目ですけれども、女性管理職の育成についてです。初任者研修を始めとして、教員がその職を全うするまでに何度かいろいろな研修があります。特に女性は、子育てがある程度落ち着きますと、どう

しても介護等の負担が出てきてしまいますけれども、若い頃の研修の時点から、ライフプランを持って職を全うしていくという意識を持てるような研修を取り入れていただければと思っております。人生は、思いもよらぬ出来事の連続であり、なかなか思い描いていたようにはならないことが多いですが、いざ管理職に昇格するとなった時に、それまでの経験から決断してやってみるというような方々が増えていってくれればと感じているところです。2点目は、課題ある教員というのはどこにでもいるものですが、それを排除するのではなく、現場でも育てていかなければならないですし、昨今では、管理職がそういう状況を把握出来ないというような例も出てきております。指導力やメンタル面というのは、日常の指導や面談のときに把握できる場面が多々あります。そういう方の事情については、ぜひ教育事務所間あるいは学校間で伝えていただきたいですし、着任した学校の次年度の学校経営の際に支障をきたすということも多々ありますので、その点について、御指導のほどよろしく願いいたします。

金野小中学校人事課長：大変貴重な御意見ありがとうございます。まず1点目の女性の活躍に関わりまして、今年度、教員採用試験に伴う大学訪問の際に、女性職員が活躍する様子ですとか、出産や子育てを経験しながらのキャリア形成を支援する取組など、特にも積極的にPRしていきたいというふうに考えております。これから10月後半から11月にかけて、そういった大学訪問やガイダンス等を予定しておりますので、そこのところは特にも今回重点として行っていきたいと思っております。また、課題のある教員に関わりましては、年度当初そして中間、年度末と、各学校において定期的に面談を行っております。そういったところで感じた課題点等は、やはり市教委そして教育事務所の方に報告が上がってきますし、そうして上がってきた情報などは、会議等でしっかり情報共有しながら進めて参っております。そういった引継ぎ等を今後も引き続き、進めていきたいと思っております。

新妻委員：方針については、私も異論ございませんが、管理職の方の在職期間についてですけれども、学校経営の安定化との関係で、突発的な事情等により動かさなければならない場合もあるとは思いますが、一般教員の場合はだいたい5～6年くらいを目安としているところですが、管理職の方々の在職期間の目安はあるのでしょうか。

金野小中学校人事課長：貴重な御意見ありがとうございます。まず委員御指摘のとおり、一般教員については、人事異動基準として6年以上というような目安はございますが、管理職については、特にそういった年数の目安はございません。管理職によっては短くても2年、大抵は3年くらいでの異動となっております。そして、中には当然4～5年同一校に勤務するというようなこともございますが、学校そして地域の実情を勘案しながら、適材適所に配置しているというところでございます。

木村県立学校人事課長：県立学校の場合も、小中学校と同様に、2年もしくは3年ぐらいの期間となっております。特に基準等で定めているものではございません。

新妻委員：基準を定めるということは、プラス面だけでなくマイナス面も併せ持つということだと思っておりますので、やはりケースバイケースで対応するという事はやむを得ないことだと思っておりますが、2年くらいでの異動となると、学校のカラーや特色を打ち出すのが難しいような気がいたしますし、かと言って4～5年となると、安定性に特化し過ぎてしまうような気もしますので、最終的な判断については非常に難しいと思っております。ですが、文言で定める必要は無いにせよ、ある程度の異動基準のようなものについては、持っておく必要があると思っておりますので、ケースバイケースでの異動が基準とした方が良いのか、約2年といった年数を基準とした方が良いのかということについては、私も含めてですけれども、今後考えていただければと思っております。

原案どおり決定

第10 議案第19号 教育表彰の受賞者に関し議決を求めることについて(教育企画室)

原案どおり決定

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。